

国立大学法人お茶の水女子大学知的財産ポリシー

平成19年 5月 7日



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

I. 基本的考え方

1. お茶の水女子大学の理念

お茶の水女子大学は、別に定める社会貢献ポリシーにおいて、教育及び研究に加えて大学の第三の使命である社会貢献をより積極的に果たすこと、そのために研究成果の積極的な公表に努めること、研究成果を技術移転により社会に還元する場合には本学の知的財産管理体制のもとで研究成果を法的に保護・管理し、その活用を図ること等をその理念として掲げている。

2. 知的財産ポリシーの目的

本知的財産ポリシーは、研究成果を技術移転により社会に還元する場合における知的財産の保護・管理・活用に関する基本方針を定めるものであり、これを学内外に周知するとともに、公平性、透明性のある知的財産の保護・管理・活用を推進し、もって本学の使命の一つである社会貢献をより積極的に果たすことを目的とする。

3. 知的財産ポリシーの対象者

本知的財産ポリシーの対象者は、本学と雇用関係にある職員及び本学と研究成果又は成果物等について契約を交わしている研究者（以下「教職員」という。）とする。

4. 知的財産の範囲及びその取扱い

本学が機関として保護・管理・活用を図る知的財産及び知的財産権は、次のとおりとする。

①知的財産

- イ) 特許権の対象となる発明
- ロ) 実用新案権の対象となる考案
- ハ) 意匠権、回路配置利用権、データベース及びプログラムに係わる著作権の対象となる創作
- ニ) 種苗法における育成者権の対象となる育成
- ホ) その他、秘匿することが可能な財産的価値のあるものであって学長が特に指定する研究成果としての有体物及びノウハウ等

②知的財産権

- 前項①に掲げる発明、考案、創作、育成、有体物及びノウハウ等に相当する権利

II. 知的財産の権利の帰属・承継及びその手続き

1. 知的財産権の原則機関帰属

知的財産権は本来、知的財産を創出した者（以下「発明者」という。）に帰属するものであるが、本学の教職員が創出した職務発明は、原則として本学に

帰属する。なお、職務発明とは、その創出をするに至った行為が本学におけるその教職員の現在又は過去の職務に属する知的財産をいう。

2. 知的財産の届出、機関帰属及び承継の判定、承継等

①知的財産の届出

本学の教職員が、本学の管理する研究資金、研究施設・設備・装置及びその他の資源を用いて行った研究により創出した知的財産については、職務発明であるか否かを問わず、本学に対し知的財産の届出をする。

②職務発明の確認

本学は、届出された知的財産について、本知的財産ポリシー、職務発明規則及び特許法第35条等に照らし、知的財産審査部会において、職務発明に該当するか否かを確認する。

③承継の判定

知的財産審査部会は、職務発明であると確認された知的財産について、産業上の利用可能性、権利による保護の必要性、権利取得の可能性（新規性や進歩性等の有無等）、社会への貢献度、権利取得費用等を総合的に検討し、知的財産権を受ける権利を本学が承継するか否かを判定する。

④承継等

発明者は、本学が承継することとなった知的財産について、知的財産権を受ける権利を本学に譲渡し、これを受けて本学は、承継した知的財産について、本学の費用負担で特許出願等権利取得の手続き等をおこなう。但し、特別の事情がある場合又は本学に帰属させる必要がないと認められる場合には、当該知的財産を発明者に帰属させることができる。

3. 学生等の取扱い

本学の学生等が創出した知的財産は、原則として学生等個人に帰属する。但し、本学の学生等が研究室等において行う研究に参画し、あるいは本学の業務に従事したことにより創出した知的財産については、予め本学と学生等との間で知的財産の譲渡及びその対価等について合意及び契約がある場合には、学生等の知的財産は、本学が承継する。

4. 知的財産本部

本学に帰属することとなった知的財産の保護・管理・活用は、原則として知的財産本部が行う。知的財産本部は、知的財産に関する学内外の窓口、知的財産を経営資源として活用する上で必要となる知的財産経営戦略の策定と展開、企業や研究機関等との連携の促進、知的財産の普及・啓発活動等、本学の知的財産を一元的に保護・管理・活用するための組織と位置付ける。

Ⅲ. 知的財産の保護・管理・活用の促進

1. 研究成果の取り扱い

本学は、知的財産の保護・管理・活用を図る際には、創出された知的財産が教職員の永年にわたる研究から蓄積された知識、創意工夫そして努力等によるものであることを十分に認識し、これを取り扱う。

2. 研究成果の保護

本学は、本学において創出された研究成果の効果的・効率的な活用を図るため、次の要件を全て満たす研究成果については、特許制度等の知的財産権制度を用いてその法的な保護に努める。

- a) 企業等による事業化が見込めること（事業化には、技術移転のみならず、それに先立つ受託研究や共同研究等が見込める場合を含む。）
- b) 事業化に際し、知的財産権による保護の必要性が認められること
- c) 適切な権利範囲を有する知的財産権の取得が見込めること

3. 知的財産の活用

本学は、保有する知的財産を用いた受託研究や共同研究の推進及び保有する知的財産の実施許諾や譲渡等の推進を図り、本学の研究成果を適切に社会に還元する。

また、本学の研究水準の維持・向上を図るため、受託研究や共同研究に際しては、適切な研究費を徴収する。実施許諾や譲渡等に際しては、本学研究者のインセンティブを高めることも考慮し、適切な対価を徴収するとともに、発明者に対し適切な実施補償金を支払う。

Ⅳ. 関係する教職員の守秘義務

本学において創出された知的財産の取り扱いに関わる全ての教職員は、知的財産の内容その他知的財産の取り扱いに関する事項について、必要な期間、秘密を保持する義務を負う。

Ⅴ. 知的財産の取扱いに関する異議申し立て手続きと処理方法

本学の教職員及び学生等あるいは学外からの知的財産の取扱いに関する異議申し立て等に関しては、知的財産本部がこれらに対応することとし、必要に応じて知的財産審査部会等でこれを審議検討し、公平性、透明性を担保する。

Ⅵ. その他

本知的財産ポリシーは、平成19年 5月 7日に制定し、原則として3年に一度、定期的に見直しを行うが、社会の変動、本学を取り巻く環境の変化等に応じ随時見直しすることができる。

以上